

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>第10条の4及び第10条の5関係</u>	<u>第10条の4関係</u>
1 <u>初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）</u> は、職員の給与が第15条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。	1 <u>初任給調整手当は、職員の給与が第15条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。</u>
2 初任給調整手当の支給について	2 初任給調整手当の支給について

ては、人事院規則 9—34（初任給調整手当）及び規則 9—7 の定めるところによる。

第 10 条の 6 関係

1・2 （略）

ては、人事院規則 9—34（初任給調整手当）および規則 9—7 の定めるところによる。

第 10 条の 5 関係

1・2 （略）

以 上